

福岡医発第 2009 号 (地)
令和 2 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する
慰労金支給に係る協力の依頼について②
(令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (介護分))

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給につきましては、本年 9 月 8 日付 (福岡医発第 1644 号 (地)) 文書等にてご連絡を申し上げたところで

す。
現在は全ての都道府県において慰労金に係る申請の受付が開始されておりますが、今般、厚生労働省より、派遣会社の団体及び介護関係の業務を受託していると考えられる給食、清掃、警備関係事業者に向けて、介護サービス事業所・施設等に対して必要な情報を提供いただくよう協力依頼が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても、介護事業所・施設において対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう、改めまして本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について② (令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (介護分))
(令 2.10.9 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

(介 144)
令和 2 年 10 月 16 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する
慰労金支給に係る協力の依頼について②(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給につきまして、本年9月4日付(介119)文書等にてご連絡を申し上げたところ です。

現在は全ての都道府県において慰労金に係る申請の受付が開始されておりますが、今般、厚生労働省より、派遣会社の団体及び介護関係の業務を受託していると考えられる給食、清掃、警備関係事業者に向けて、介護サービス事業所・施設等に対して必要な情報を提供いただくよう協力依頼が発出されましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても、介護事業所・施設において対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう、改めまして本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について②(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))
(令 2.10.9 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 9 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課

認知症施策・地域介護推進課

老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年 8 月 26 日「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について」(事務連絡)により、慰労金申請についての特段のご配慮についてお願いしたところです。

今般、全ての都道府県において慰労金に係る申請の受付が開始されたことを踏まえ、これから申請を行う介護事業所・施設におかれましては対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう、改めまして、速やかな申請がなされるようご協力をお願いいたします。

申請の際は、派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員の分も併せて申請をお願いしていますが今般、派遣会社の団体及び介護関係の業務を受託していると考えられる給食、清掃、警備関係事業者に向けて、介護サービス事業所・施設等に対して必要な情報を提供いただくよう協力依頼を行いました。(別紙参照)

以上も踏まえ、慰労金の円滑な申請に向けて、関係事業者と連携の上ご対応いただくよう宜しくお願いいたします。

別紙 1 業務受託事業者（給食、清掃、警備関係）向け事務連絡

別紙 2 派遣事業者団体向け事務連絡（添付資料省略）

別紙 1

事 務 連 絡

令和 2 年 10 月 9 日

介護サービス事業所・施設等の業務を受託する関係事業者 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課

認知症施策・地域介護推進課

老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年度補正予算において介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業が創設され、支給要件に該当する職員については業務委託を受けて働く従業員を含めて、慰労金を受け取ることが可能となります。（別添 1「概要資料」参照）

慰労金の申請については、勤務先の介護サービス事業所・施設等が取りまとめて一括して都道府県に申請を行い、当該事業所・施設から対象となる方に直接振り込み等を行う仕組みとなっています。このため、本人の同意をとった上で、申請に必要な 慰労金対象者のリスト（任意様式）、代理受領委任状（別添 2） 及び 慰労金の振込口座 を介護サービス事業所・施設等へ提供いただくようご協力をお願いいたします（本人が既に提供している場合は不要です）。

参考 1 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

参考 2 慰労金申請に係る都道府県ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。

そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要の費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
上記以外の施設・事業所に勤務し利用者とは接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

詳細は次項

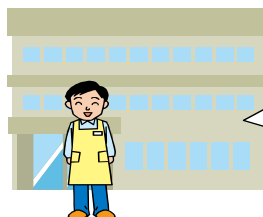
3 サービス再開に向けた支援

ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等)等

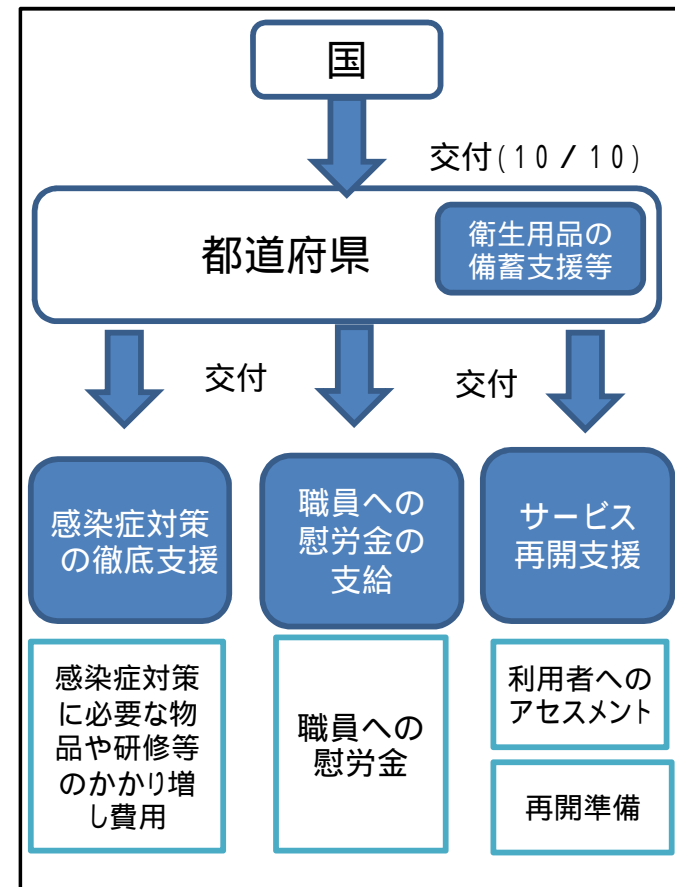
4 都道府県の事務費

補助額等

実施主体：都道府県
補助率：国 10/10



事業の流れ



介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員()

対象期間()に10日以上勤務した者であること
一日当たりの勤務時間は問わない
複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する

(通所・施設系)

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員()

5万円

()対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日()のいずれか早い日(岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16)から6/30までの間
チャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

委任状ひな形（各都道府県 HP よりダウンロードください）

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

代理受領委任状

令和 年 月 日

（都道府県名）知事 様

委任者 住 所 〒

氏 名

電話番号

()

私は、下記の事項を確認・承諾し、（法人名・代表者名）を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

記

- 1．私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス事業所・施設及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 2．当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。

（注意事項）

- ・ この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成して下さい。
- ・ 介護サービス事業所・施設等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3（介護慰労金受給職員表）を作成し、介護サービス事業所・施設等が所在する都道府県知事に提出して下さい。
- ・ この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は介護サービス施設・事業所において、適切に保管しなければなりません。

事務連絡
令和2年8月26日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年6月19日付老発0619第1号の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」により介護従事者の慰労金の対象者等をお示ししているところですが、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしていますが、これまでに、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、事業所・施設が慰労金を申請してくれない
- ・事業所・施設が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない

という声が多数届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、介護事業所・施設を通じた一括申請の方法としております。慰労金を受け取るには先ず、介護事業所・施設に申請書（及び慰労金受領の委任状）をとりまとめて頂く必要がありますので、貴会の会員で慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々が確実に慰労金を受け取ることができるよう、貴会におかれましては、各事業所・施設が、

- ・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと

- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うことが着実に行われるよう、介護事業所・施設への丁寧なお願いや周知を行うとともに、未申請の介護事業所・施設への確認や申請のお願いをするなどし、対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようあわせてお願いいたします。

一般社団法人 日本人材派遣協会 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課

介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分・障害分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年度補正予算において介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業が創設され、支給要件に該当する職員については慰労金を受け取ることが可能であり、派遣労働者も慰労金の対象となります。（別添 1「概要資料」参照）

慰労金の申請については、勤務先の介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等が取りまとめて一括して都道府県に申請を行い、当該事業所・施設から対象となる方に直接振り込み等を行う仕組みとなっています。このため、慰労金の対象となる派遣労働者がいる派遣事業者におかれては、該当する介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に連絡をとっていただき、本人の同意をとった上で、申請に必要な代理受領委任状（別添 2）の提供及び慰労金の振込口座を介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等へ提供いただくようご協力をお願いいたします（本人が既に提供している場合は不要です）。

参考 1 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

参考 2 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html

参考 3 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

参考 4 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14012.html

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 9 日

一般社団法人 日本生産技能労務協会 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課

介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分・障害分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年度補正予算において介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業が創設され、支給要件に該当する職員については慰労金を受け取ることが可能であり、派遣労働者も慰労金の対象となります。（別添 1「概要資料」参照）

慰労金の申請については、勤務先の介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等が取りまとめて一括して都道府県に申請を行い、当該事業所・施設から対象となる方に直接振り込み等を行う仕組みとなっています。このため、慰労金の対象となる派遣労働者がいる派遣事業者におかれては、該当する介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に連絡をとっていただき、本人の同意をとった上で、申請に必要な代理受領委任状（別添 2）の提供及び慰労金の振込口座を介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等へ提供いただくようご協力をお願いいたします（本人が既に提供している場合は不要です）。

参考 1 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

参考 2 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html

参考 3 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

参考 4 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14012.html

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 9 日

一般社団法人 N E O A 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課

介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分・障害分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年度補正予算において介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業が創設され、支給要件に該当する職員については慰労金を受け取ることが可能であり、派遣労働者も慰労金の対象となります。（別添 1「概要資料」参照）

慰労金の申請については、勤務先の介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等が取りまとめて一括して都道府県に申請を行い、当該事業所・施設から対象となる方に直接振り込み等を行う仕組みとなっています。このため、慰労金の対象となる派遣労働者がいる派遣事業者におかれては、該当する介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等に連絡をとっていただき、本人の同意をとった上で、申請に必要な代理受領委任状（別添 2）の提供及び慰労金の振込口座を介護サービス及び障害福祉サービス事業所・施設等へ提供いただくようご協力をお願いいたします（本人が既に提供している場合は不要です）。

参考 1 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

参考 2 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（介護分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13342.html

参考 3 慰労金申請に係る厚生労働省ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

参考 4 慰労金申請に係る都道府県ホームページ（障害分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14012.html